

山梨県公報

第二千六十九号

平成二十二年

八月二十六日

木曜日

目次

土地改良区の定款の一部変更の認可	五〇三
道路の区域変更(三件)	五〇三
電線共同溝を整備すべき道路の指定	五〇四
建築基準法に基づく道路位置指定	五〇四
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五〇四

告示

山梨県告示第二千六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十二年八月十八日下山土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十二年八月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二千六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清里須玉線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
北杜市高根町大字浅川字前田官有無番地先から 北杜市須玉町上津金字寺入二二三番の五地先まで		四・六	六・四	二六・四	九一九・九
		二六・四	二七・六		九一九・九

山梨県告示第二千七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南都留郡富士河口湖町大字大石字久保井坂下二六七番の二地先から 南都留郡富士河口湖町大字長浜字浜端二一九六番地先まで		四・八	八・〇	一一・〇	一三四〇・〇
		二一・〇	二〇・二		八八三・四

山梨県告示第二千七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大字大石字長崎一五八五番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字大石字戸澤二五八五番の二〇四地先まで	旧 五・八 八・三	三九七・六
	新 一〇・〇 三三・〇	一三三・〇

山梨県告示第二百七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十二年八月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府昇仙峡線	甲府市山宮町字鳴塚二四番の一地先から 甲府市山宮町字西岬二三八番地先まで

山梨県告示第二百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十二年八月二十六日
- 二 指定道路の位置
南都留郡富士河口湖町小立字箕輪五一四一番四
- 三 指定道路の幅員
四・〇メートル
- 四 指定道路の延長
九一・五一メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年八月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人TOS S山梨子どもわくわくネット
- 2 代表者の氏名 雨宮久
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市大野五百二十七番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、子どもや子どもの教育に携わる人々に対して、子どもに成功体験を積ませるイベントや子どもたちの教育に携わる人々への研修会など、それに附随する事業を行い、子どもたちの「たくましく生きる力」や子どもたちの教育に携わる大人の「教育

カ」の向上に寄与することを目的とする。
三 縦覧期間 平成二十二年八月十八日から同年十月十七日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番